

文部科学省令第 号

ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法律（平成十一年法律第二百四十六号）第六条、第九条、第十一条及び第十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法律施行規則（平成二十一年文部科学省令第二十五号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年 月 日

文部科学大臣 林 芳正

ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法律施行規則（平成二十一年文部科学省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げてい

ないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(人クローン胚の作成の届出)	(特定胚の作成の届出)
<p>第一条 ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定による特定胚の作成の届出は、人クローン胚を作成する場合には、別記様式第一の一の届出書によつてしなければならない。</p>	<p>第一条 ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定による特定胚の作成の届出は、人クローン胚を作成する場合には、別記様式第一の一の届出書によつて、動物性集合胚を作成する場合には、別記様式第一の二の届出書によつて、それぞれしなければならない。</p>
<p>2 法第六条第一項第六号の文部科学省令で定める事項のうち人クローン胚の作成に関するものは、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 人クローン胚を研究に用いる必要性に関する事項 二 人クローン胚を作成しようとする者の技術的能力及び管理的能力に関する事項 <p>「号を削る。」</p>	<p>2 法第六条第一項第六号の文部科学省令で定める事項のうち特定胚の作成に関するものは、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 特定胚を研究に用いる必要性に関する事項 二 特定胚を作成しようとする者（以下この号及び次項において「作成者」という。）の技術的能力及び人クローン胚を作成しようとする場合には、作成者の管理的能力に関する事項 <p>「号を削る。」</p>
<p>3 人クローン胚の取扱場所</p> <p>4 人クローン胚の作成に用いる細胞の種類、入手先及び入手方法</p> <p>5 特定胚の作成後の取扱場所</p> <p>6 人クローン胚の作成に用いるために新たに採取した体細胞（提供者の身体への影響を最小限にとどめて採取したものに限る。）の提供を受ける場合には、体細胞の採取の方法、並びに採取に伴い提供者が受けられる可能性がある身体的影響及び当該身体的影響が生じた場合の補償</p> <p>7 特定胚の作成に用いる細胞の提供者の同意の取得に関する事項であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 同意の取得に係る説明を行う担当者の氏名、職名及び所属機関名</p> <p>ロ 同意を取得する機関名</p> <p>「ハを削る。」</p> <p>ハ 提供者が同意を撤回することができる期間及びその方法</p>	<p>3 人クローン胚の取扱場所</p> <p>4 人クローン胚の作成に用いる細胞の種類、入手先及び入手方法</p> <p>5 特定胚の作成場所</p> <p>6 人手方法</p> <p>7 特定胚の作成に用いる細胞の種類、入手先、輸送方法及び細胞の取得に要する経費の見積額並びに入クローン胚を作成しようとする場合には、入手方法</p> <p>8 入手方法</p> <p>9 人クローン胚の作成に用いるために新たに採取した体細胞（提供者の身体への影響を最小限にとどめて採取したものに限る。）の提供を受ける場合には、体細胞の採取の方法、並びに採取に伴い提供者が受けられる可能性がある身体的影響及び当該身体的影響が生じた場合の補償</p> <p>10 特定胚の作成に用いる細胞の提供者の同意の取得に関する事項であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 同意の取得に係る説明を行う担当者の氏名及び職名並びに入クローン胚を作成しようとする場合には、所属機関名</p> <p>ロ 人クローン胚を作成しようとする場合には、同意を取得する機関名</p> <p>ハ 動物性集合胚を作成しようとする場合には、提供者が同意について回答するまでの期間</p> <p>11 提供者が同意を撤回することができる期間及び人クローン胚を作成</p>

二 提供者の個人情報の保護に関する事項

六 倫理審査委員会の名称、構成員及び構成員の専門とする分野

七 倫理審査委員会から提出された意見

3 第一項に規定する届出書には、細胞の提供者の同意を得るに当たり人クローン胚を作成しようとする者又は体細胞提供機関（人クローン胚の作成に用いるヒトの体細胞の提供を受け、作成者に当該体細胞を移送する機関をいう。）に所属する者が行う説明において、当該提供者に対し交付することが予定されている当該説明に関する事項を記載した書面及び人クローン胚の取扱場所を示す図面を添付しなければならない。

（人クローン胚の譲受の届出）

第二条 法第六条第一項の規定による特定胚の譲受の届出は、人クローン胚を譲り受けようとする場合には、別記様式第一の二の届出書によつてしなければならない。

2 法第六条第一項第六号の文部科学省令で定める事項のうち人クローン胚の譲受に関するものは、次に掲げる事項とする。

一 人クローン胚を研究に用いる必要性に関する事項
二 人クローン胚を譲り受けようとする者の技術的能力及び管理的能力に関する事項

【号を削る。】

三 人クローン胚の取扱場所

【号を削る。】

四 人クローン胚の作成の届出をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

【号を削る。】

三 しょうとする場合には、その方法
ホ 提供者の個人情報の保護に関する事項

八 機関内倫理審査委員会又は意見を聴いた倫理審査委員会（以下単に「倫理審査委員会」という。）の名称、構成員及び構成員の専門とする分野

九 倫理審査委員会から提出された意見

3 第一項に規定する届出書には、細胞の提供者の同意を得るに当たり作成者又は体細胞提供機関（特定胚の作成に用いるヒトの体細胞の提供を受け、作成者に当該体細胞を移送する機関をいう。）に所属する者が行う説明において、当該提供者に対して交付することが予定されている当該説明に関する事項を記載した書面並びに入クローン胚を作成しようとする場合には、特定胚の作成場所及び作成後の取扱場所を示す図面を添付しなければならない。

（特定胚の譲受の届出）

第二条 法第六条第一項の規定による特定胚の譲受の届出は、人クローン胚を譲り受けようとする場合には、別記様式第一の三の届出書によつて、動物性集合胚を譲り受けようとする場合には、別記様式第一の四の届出書によつて、それぞれしなければならない。

2 法第六条第一項第六号の文部科学省令で定める事項のうち特定胚の譲受に関するものは、次に掲げる事項とする。

一 特定胚を研究に用いる必要性に関する事項
二 特定胚を譲り受けようとする者（以下この号において「譲受者」という。）の技術的能力及び人クローン胚を譲り受けようとする場合には、譲受者の管理的能力に関する事項

三 人クローン胚を譲り受けようとする場合には、当該人クローン胚を譲り受ける場所

四 特定胚の譲受後の取扱場所

五 動物性集合胚を譲り受けようとする場合には、当該動物性集合胚の輸送方法及び譲受に要する経費の見積額

六 特定胚を作成した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

七 特定胚の作成の届出を行つた日付

五| 特定胚を作成した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六| 人クローン胚の作成の届出を行った日付

3 第一項に規定する届出書には、人クローン胚の取扱場所を示す図面を添付しなければならない。

(動物性集合胚の作成の届出)

第三条

法第六条第一項の規定による特定胚の作成の届出は、動物性集合胚を作成する場合には、別記様式第一の三の届出書によつてしなければならない。

2 法第六条第一項第六号の文部科学省令で定める事項のうち動物性集合胚の作成に関するものは、次に掲げる事項とする。

一 動物性集合胚を研究に用いる必要性に関する事項

二 動物性集合胚を作成しようとする者の技術的能力に関する事項

三 動物性集合胚の取扱場所（動物性集合胚を動物の胎内に移植する場合には当該動物の取扱場所を、当該動物性集合胚から個体を作り出す場合には当該個体の取扱場所を、それぞれ含む。次条第二項第三号及び第七条第三項第一号において同じ。）

四 動物性集合胚の作成に用いる動物胚の種類並びにヒトの細胞の種類及び入手先

五 動物性集合胚を動物の胎内に移植する場合には、次に掲げる事項

イ 動物性集合胚の移植先の動物の種類及び当該動物に移植する理由

ロ 動物性集合胚から交雑個体又は交雑個体に類する個体の生成を防止するための措置

ハ 動物性集合胚の作成に用いる細胞の提供者の同意の取得に関する事項であつて次に掲げるもの

イ 同意の取得に係る説明を行う担当者の氏名及び職名

ロ 提供者が同意について回答するまでの期間

ハ 提供者が同意を撤回することができる期間

八| 特定胚を作成した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

九| 人クローン胚の作成の届出を行った日付

3 人クローン胚を譲り受けようとする場合には、第一項に規定する届出書に、当該人クローン胚を譲り受ける場所及び当該人クローン胚の譲受後の取扱場所を示す図面並びにこれらの場所と当該人クローン胚の作成場所との位置関係を示す図面を添付しなければならない。

「条を加える。」

		二 提供者の個人情報の保護に関する事項
七	倫理審査委員会の名称、構成員及び構成員の専門とする分野	
八	倫理審査委員会から提出された意見	
3		第一項に規定する届出書には、細胞の提供者の同意を得るに当たり動物性集合胚を作成しようとする者が行う説明において、当該提供者に対して交付することが予定されている当該説明に関する事項を記載した書面を添付しなければならない。
		(動物性集合胚の譲受の届出)
第四条		法第六条第一項の規定による特定胚の譲受の届出は、動物性集合胚を譲り受けようとする場合には、別記様式第一の四の届出書によつてしなければならない。
2		法第六条第一項第六号の文部科学省令で定める事項のうち動物性集合胚の譲受に関するものは、次に掲げる事項とする。
一		動物性集合胚を研究に用いる必要性に関する事項
二		動物性集合胚を譲り受けようとする者の技術的能力に関する事項
三		動物性集合胚の取扱場所
四		動物性集合胚の作成に用いた動物胚の種類並びにヒトの細胞の種類及び入手先
五		動物性集合胚の作成の届出をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
六		動物性集合胚を動物の胎内に移植する場合には、次に掲げる事項
イ		動物性集合胚の移植先の動物の種類及び当該動物に移植する理由
ロ		動物性集合胚から交雑個体又は交雑個体に類する個体の生成を防止するための措置
ハ		動物性集合胚から作り出した個体と他の個体との交配を防止するための措置
七		倫理審査委員会の名称、構成員及び構成員の専門とする分野
八		倫理審査委員会から提出された意見

(特定胚の作成又は譲受の届出に係る内容変更の届出)
第五条 法第六条第二項の規定による変更の届出は、別記様式第一による届出書によつてしなければならない。

(偶然の事由による特定胚の生成の届出)

「条を加える。」

(特定胚の作成又は譲受の届出に係る内容変更の届出)
第三条 法第六条第一項の規定による変更の届出は、別記様式第一による届出書によつてしなければならない。

(偶然の事由による特定胚の生成の届出)

第六条 法第九条の規定による届出は、別記様式第三の届出書によつてしなければならない。

2 法第九条第四号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定胚の生じた場所
- 二 特定胚の生じた状況
- 三 生じた特定胚の取扱方法
- 四 生じた特定胚の取扱場所

(記録の作成等)

第七条 法第十条第一項の規定による記録は、文書、磁気テープその他の記録媒体により作成し、保存するものとする。

2 前項の記録が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により作成され、保存される場合には、その記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならぬ。

3 法第十条第一項第四号の文部科学省令で定める事項のうち入クローリン胚に関するものは、次に掲げる事項とする。

- 一 入クローリン胚の取扱場所

「号を削る。」

二 作成に用いられた細胞の種類及び入手先

三 作成に用いられた細胞の提供者の同意に関する事項

四 入クローリン胚を凍結させた場合にあつては、その目的、方法、凍結期間、管理場所及び管理方法並びに管理に従事する者の氏名

4 法第十条第一項第四号の文部科学省令で定める事項のうち動物性集合胚に関するものは、次に掲げる事項とする。

- 一 動物性集合胚の取扱場所

二 動物性集合胚の作成に用いられた動物胚の種類並びにヒトの細胞の種類及び入手先

三 動物性集合胚を動物の胎内に移植した場合にあつては、次に掲げる

第四条 法第九条の規定による届出は、別記様式第三の届出書によつてしなければならない。

2 法第九条第四号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定胚の生じた場所
- 二 特定胚の生じた状況
- 三 生じた特定胚の取扱方法
- 四 生じた特定胚の取扱場所

(記録の作成等)

第五条 法第十条第一項の規定による記録は、文書、磁気テープその他の記録媒体により作成し、保存するものとする。

2 前項の記録が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により作成され、保存される場合には、その記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるができるようにしておかなければならぬ。

3 法第十条第一項第四号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定胚の作成場所

二 作成し、又は譲り受けた特定胚の取扱場所

三 作成に用いられた細胞の入手先

四 作成に用いられた細胞の提供者の同意に関する事項

五 特定胚を凍結させた場合にあつては、その目的、方法、凍結期間、管理場所及び管理方法並びに管理に従事する者の氏名

六 「項を加える。」

<p>四 動物性集合胚から個体を作り出した場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>四・一 当該動物の取扱いを終了した場合にあつては、その期日及び態様</p> <p>四・二 動物性集合胚から個体を作り出した場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>四・二・一 当該個体を作り出した期日</p> <p>四・二・二 当該個体の取扱いを終了した場合にあつては、その期日及び態様</p> <p>四・二・三 作成に用いられた細胞の提供者の同意に関する事項</p> <p>五 法第十条第二項の規定により保存することとされている記録の保存期間は、人クローン胚又は動物性集合胚の譲渡、滅失又は廃棄後五年間（当該動物性集合胚を動物の胎内に移植した場合又は当該動物性集合胚から個体を作り出した場合にあつては、それぞれ当該動物又は当該個体の取扱いの終了後五年間）とする。</p> <p>（特定胚の譲渡の届出）</p> <p>第八条 法第十一条の規定による特定胚の譲渡の届出は、別記様式第四の一の届出書によつて、しなければならない。</p> <p>二 法第十一条第四号の文部科学省令で定める事項のうち特定胚の譲渡に関するものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>「号を削る。」</p> <p>二・一 特定胚の譲渡先の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二・二 譲渡の理由</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>（特定胚の滅失の届出）</p> <p>第九条 法第十一条の規定による特定胚の滅失の届出は、別記様式第四の二の届出書によつてしなければならない。</p> <p>二 法第十一条第四号の文部科学省令で定める事項のうち特定胚の滅失に関するものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 特定胚を滅失させた場所</p> <p>二 滅失させた特定胚の作成又は譲受の届出を行つた日付</p>
<p>四 動物性集合胚の譲り渡しに関する事項</p> <p>四・一 法第十一条第二項の規定により保存することとされている記録の保存期間は、特定胚の作成又は譲受後五年間とする。</p> <p>四・二 法第十一条第四号の文部科学省令で定める事項のうち特定胚の譲り渡しに関するものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 譲り渡した特定胚の作成又は譲受の届出を行つた日付</p> <p>二・一 特定胚の譲渡先の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二・二 譲渡の理由</p> <p>四 人クローン胚を譲り渡した場合には、譲渡の場所</p> <p>五 動物性集合胚を譲り渡した場合には、譲り渡した動物性集合胚の輸送方法及び輸送に要した経費</p> <p>（特定胚の滅失の届出）</p> <p>第七条 法第十一条の規定による特定胚の滅失の届出は、別記様式第四の三の届出書によつてしなければならない。</p> <p>二 法第十一条第四号の文部科学省令で定める事項のうち特定胚の滅失に関するものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 特定胚を滅失させた場所</p> <p>二 滅失させた特定胚の作成又は譲受の届出を行つた日付</p>

三 滅失の理由及びその方法
四 滅失後の取扱いに関する事項

三 滅失の理由及びその方法
四 滅失後の取扱いに関する事項

第十一条 法第十一條の規定による特定胚の廃棄の届出は、別記様式第四の三の届出書によつてしなければならない。

2 法第十一條第四号の文部科学省令で定める事項のうち特定胚の廃棄に関するものは、次に掲げる事項とする。

- 一 特定胚を廃棄した場所
- 二 廃棄した特定胚の作成又は譲受の届出を行つた日付
- 三 廃棄の理由及びその方法

「条を削る。」

(届出書の提出部数)

第九条 第一条第一項、第二条第一項、第三条、第四条第一項、第六条第一項、第七条第一項及び前条第一項の届出書の提出部数は、それぞれ正本一通及び副本三通とする。ただし、第一条第一項及び第二条第一項の届出書については、副本三通のうち一通についてそれぞれ第一条第三項に規定する書面及び図面並びに第二条第三項に規定する図面を添付することを要しない。

(フレキシブルディスクによる手続)

第十一条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第五による電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 第一条第一項

二 第二条第一項

三 第三条第一項

四 第四条第一項

五 第五条

六 第六条第一項

七 第七条第一項

八 第八条第一項

九 第十条第一項

〔項を削る。〕

第八条 法第十一條の規定による特定胚の廃棄の届出は、別記様式第四の四の届出書によつてしなければならない。

2 法第十一條第四号の文部科学省令で定める事項のうち特定胚の廃棄に関するものは、次に掲げる事項とする。

- 一 特定胚を廃棄した場所
- 二 廃棄した特定胚の作成又は譲受の届出を行つた日付
- 三 廃棄の理由及びその方法

2||
一 第一条第一項
二 第二条第一項
三 第三条第一項
四 第四条第一項
五 第五条
六 第六条第一項
七 第七条第一項
八 第八条第一項
九 第十条第一項
〔項を削る。〕

前項の規定により同項各号に掲げる書類の提出に代えてフレキシブル

ディスク等を提出する場合においては、前条中「正本一通及び副本三通」とあるのは、「フレキシブルディスク一枚及びフレキシブルディスク提出票四通」とする。

(フレキシブルディスクの構造)

【条を削る。】

第十一條 前条第一項のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 工業標準化法（昭和二十四年法律第二百八十五号）に基づく日本工業規格（以下単に「日本工業規格」という。）X6111に適合する九十分リメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格X6111に適合する九十三ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクの記録方式)

【条を削る。】

第十二條 第十条第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

- 一 トランクフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X6111に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X6115に規定する方式
- 二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X6105に規定する方式
- 三 文字の符号化表現については、日本工業規格XO108附属書一に規定する方式

2 第十条第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格XO101及びXO108に規定する图形文字並びに日本工業規格XO111に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにより付ける書面)

【条を削る。】

第十三條 第十条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X6111又はX6112に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出する届出書の名称
- 二 提出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

三 提出年月日

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

様式第一の一（第1条第1項関係）を次のように改める。

*特定胚（人クローン胚）作成届出書

年　月　日

文部科学大臣

殿

氏名

印

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第6条第1項の規定により、特定胚（人クローン胚）の作成を届け出ます。

氏名又は名称

法人にあつては、その代表者の氏名

郵便番号（　　）

住

電話番号（　　）

事務連絡先名稱	郵便番号()
所在地	電話番号()
担当者氏名	電子メールアドレス
作成しようとする胚の種類	人クローニング胚
作成の目的	
作成の方法	
作成予定日	年月日～年月日

作成後の取扱いの方法

人クローニ胚の取扱場所（注1）

人クローニ胚を研究に用いる必要性

作成者の技術的能力

作成者の管理的能力

作成に用いるヒトの未受精卵又はヒト受精胚（以下「未受精卵等」という。）の提供に関する事項

未受精卵等の種類、入手先及び入手方法

種類	入手先	入手方法

未受精卵等の提供者の同意の取得の方法（注2）

説明者氏名	説明者所属機関名・職名	同意を取得する機関名
同意の撤回期間（日数）		
同意の撤回の方法		
個人情報の保護の方法		

作成に用いる体細胞の提供に関する事項

体細胞の種類 入手先及び入手方法

種類	入 手 先	入 手 方 法

体細胞の提供者の同意の取得の方法（注2）

説明者氏名	説明者所属機関名・職名	同意を取得する機関名
同意の撤回期間（日数）		
同意の撤回の方法		
個人情報の保護の方法		

倫理審査委員会の名称、構成員及び専門分野

名 称	構成員及び専門分野	氏 名	倫理審査委員会の意見
	計 名 (男性 名・女性 名)	所 屬	

注1 人クローニングの取扱場所を示す図面については別添として添付すること。

注2 提供者からの同意の取得の際の説明事項を記載した書面については別添として添付すること。

備考1 各用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

備考2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

備考3 様式中に書ききれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができます。

様式第一の二（第2条第1項関係）を次のように改める。

特定胚（人クローン胚）譲受届出書

年 月 日

文部科学大臣

殿

氏名

印

（法人にあつては その名称及び代表者の氏名）

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第6条第1項の規定により、特定胚（人クローン胚）の譲受を届け出ます。

氏名又は名称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住所	郵便番号（ ）	
事務連絡先名称	郵便番号（ ）	
所在地	電話番号（ ）	
担当者氏名	電子メールアドレス	
譲り受けようとする胚の種類	人クローニング胚	
譲り受ける目的		

議 受 予 定 日	年 月 日 ~ 年 月 日
議 受 後 の 取 扱 い の 方 法	
人 ク ロ ー ン 胚 の 取 扱 場 所 (注)	
人 ク ロ ー ン 胚 を 研 究 に 用 い る 必 要 性	
議 受 者 の 技 術 的 能 力	

議 受 者 の 管 理 的 能 力

作成の届出 氏 名 又 は 名 称
をした者 法人にあつては、その代表者の氏名

住 所

郵便番号 ()

電話番号 ()

倫理審査委員会の名称、構成員及び専門分野

名 称	
構成員及び専門分野	計 名 (男性 名・女性 名)
氏 名	所 屬 門 分 野

倫理審査委員会の意見

注 胚譲受の場所及び譲受後の取扱場所を示す図面については別添として添付すること。

備考1 各用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

備考2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

備考3 様式中に書ききれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。

様式第一の三（第3条第1項関係）を次のように改める。

特定胚（動物性集合胚）作成届出書

年 月 日

文部科学大臣 殿

氏名 印

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法律第6条第1項の規定により、特定胚（動物性集合胚）の作成を届け出ます。

氏名又は名称	法人にあつては、その代表者の氏名
郵便番号()	郵便番号()
住所所	電話番号()
事務連絡先名稱	郵便番号()

所 在 地	電話番号 ()
担当者氏名	電子メールアドレス
作成しようとする胚の種類	動物性集合胚
作成の目的	
作成の方法	
作成予定期	年 月 日 ~ 年 月 日
作成の目的	

作成の方法
作成予定日 年 月 日 ~ 年 月 日
作成後の取扱いの方法
動物性集合胚を研究に用いる必要性
作成者の技術的能力

作成後の取扱場所

動物性集合胚の作成に用いる動物胚の種類

作成に用いるヒトの細胞の種類及び入手先

種類
入手先

移植先の動物の種類及び当該動物に移植する理由

	交雑個体又は交雑個体に類する個体の生成を防止するための措置
	作り出した個体と他の個体との交配を防止するための措置
同意の取得の方法（注）	
説明者氏名	説明者職名
同意の回答期間（日数）	
同意の撤回機関（日数）	
個人情報の保護の方法	

倫理審査委員会の名称、構成員及び専門分野

名 称	構成員及び専門分野	氏 名	倫理審査委員会の意見
	計 名 (男性 名・女性 名)	所 屬	門 分 野

注 提供者からの同意の取得の際の説明事項を記載した書面については別添として添付すること。

備考1 各用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

備考2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

備考3 様式中に書ききれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。

様式第一の四（第4条第1項関係）を次のように改める。

特定胚（動物性集合胚）譲受届出書

年 月 日

文部科学大臣

殿

氏名

印

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

ヒトに関するクローラン技術等の規制に関する法律第6条第1項の規定により、特定胚（動物性集合胚）の譲受を届け出ます。

氏名又は名称

法人にあつては、その代表者の氏名

住 所	郵便番号（ ）	
	電話番号（ ）	
事務連絡先名 称	郵便番号（ ）	
	電話番号（ ）	
所 在 地		
担 当 者 氏 名	電子メールアドレス	
譲り受けようとする胚の種類	動物性集合胚	
譲受の目的		

譲受予定期日	年月日～年月日
譲受後の取扱いの方法	
動物性集合胚を研究に用いる必要性	
譲受者の技術的能力	
動物性集合胚の取扱場所	

動物性集合胚の作成に用いた動物胚の種類

作成に用いたヒトの細胞の種類及び入手先

種類

入手先

作成の届出

氏名又は名称

をした者

郵便番号()

住所

電話番号()

移植先の動物の種類及び当該動物に移植する理由

		交雑個体又は交雑個体に類する個体の生成を防止するための措置
		作り出した個体と他の個体との交配を防止するための措置
倫理審査委員会の名称、構成員及び専門分野		
名 称		
構成員及び専門分野	計 名 (男性 名・女性 名)	
氏 名	所 属	門 分 野

倫理審査委員会の意見

備考1 各用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

備考2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

備考3 様式中に書ききれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。

様式第二（第5条関係）を次のように改める。

届出内容の変更届出書

年 月 日

文部科学大臣

殿

氏名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第6条第2項の規定により、同条第1項の規定により提出された届出に係る事項の変更を届け出ます。

氏名又は名称	法人にあっては、その代表者の氏名
住所	郵便番号() 電話番号()
事務連絡先名稱	郵便番号()
所在	在地

		電話番号 ()
担当者氏名	電子メールアドレス	
変更する届出	年 月 日付 特定胚の の届出	
変更の内容		
変更の理由		
倫理審査委員会の名称、構成員及び専門分野		
名 称		
構成員及び専門分野	計 名 (男性 名・女性 名)	
氏名	所 屬	門 分 野

倫理審査委員会の意見

備考1 各用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

備考2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

備考3 様式中に書ききれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。

様式第三（第6条第1項関係）を次のように改める。

偶然の事由による特定胚生成届出書

年 月 日

文部科学大臣 殿

氏名 印

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法律第9条の規定により、偶然の事由による特定胚の生成を届け出ます。

氏名又は名称	法人にあつては、その代表者の氏名
郵便番号()	住 所
事務連絡先名 称	電話番号()
郵便番号()	

所 在 地	電話番号 ()
担当者氏名	電子メールアドレス
生じた特定胚の種類	
特定胚の生成の期日	年 月 日
特定胚の生じた場所	
特定胚の生じた状況	
生じた特定胚の取扱いの方法	
生じた特定胚の取扱場所	

備考1 各用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

備考2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

備考3 様式中に書ききれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができます。

様式第四の一（第8条第1項関係）を次のように改める。

特定胚譲渡届出書

年 月 日

文部科学大臣

殿

氏名

印

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第11条の規定により、特定胚の譲渡を届け出ます。

氏名又は名称	法人にあっては、その代表者の氏名		
住所	郵便番号()		
事務連絡先名称	郵便番号() 電話番号()		
所在地	電話番号()		
担当者氏名	電子メールアドレス		
譲り渡した特定胚の種類			
特定胚の譲渡の期日	年月日		
譲渡先氏名又は名称			

法人にあつては、その代表者の氏名

郵便番号（ ）

住 所

電話番号（ ）

譲 渡 の 理 由

備考1 各用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

備考2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

備考3 様式中に書ききれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。

様式第四の二（第9条第1項関係）を次のように改める。

特定胚滅失届出書

年 月 日

文部科学大臣

殿

氏名

印

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法律第11条の規定により、特定胚の滅失を届け出ます。

氏名又は名称	法人にあつては、その代表者の氏名
郵便番号()	住 所
電話番号()	事務連絡先名 称
郵便番号()	所 在 地

担当者氏名	電話番号 ()
滅失した胚の種類	電子メールアドレス
滅失の期日	年 月 日
滅失させた場所	
滅失した特定胚の作成又は譲受の届出を行った日	年 月 日付(の届出)
滅失の理由	
滅失の方法	
滅失時の様子	

滅失後の取扱いの方法

滅失後の取扱いの方法

備考1 各用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

備考2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

備考3 様式中に書ききれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。

様式第四の三（第10条第1項関係）を次のように改める。

特定胚廢棄出書

年 月 日

文部科学大臣

殿

氏名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法律第11条の規定により、特定胚の廃棄を届け出ます。

氏名又は名称	法人にあっては、その代表者の氏名
郵便番号()	住 所
事務連絡先名称	電話番号()
所 在 地	郵便番号() 電話番号()

担 当 者 氏 名	電子メールアドレス
廃棄した胚の種類	
廃棄の期日	年 月 日
廃棄した場所	
廃棄した特定胚の作成又は譲受の届出を行った日	年 月 日付()の届出)
廃棄の理由	
廃棄の方法	
廃棄時の態様	

備考1 各用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

備考2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

備考3 様式中に書ききれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。

様式第五（第11条関係）を次のように改める。

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

文部科学大臣

殿

氏名

印

（法人にあつては その名称及び代表者の氏名）

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則第11条の規定により、以下の届出書を電磁的記録媒体により提出いたします。

氏名又は名称	法人にあっては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号（　　）	
事務連絡先名称	郵便番号（　　）	
所在地	電話番号（　　）	
担当者氏名	電子メールアドレス	
電磁的記録媒体により提出する届出書		

備考1 各用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

備考2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

備考3 様式中に書ききれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。

支
部

の記入せ、母数、冊、冊から選べ。